

第106号議案

島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例（昭和37年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県スポーツ推進審議会条例

第3条を第5条とする。

第2条第2項中「再任する」を「再任される」に改め、同条を第4条とする。

第1条第1項を次のように改める。

審議会の委員の定数は、14人以内とする。

第1条第2項中「調査審議する」を「調査審議させる」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（任命）

第3条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事の意見を聴いて教育委員会が任命する。

第1条として次の1条を加える。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、島根県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。